

提出された意見の内容とそれに対する県の考え方（対応方針）

健やか山梨21(第2次)(素案)

No.	意見〈該当箇所〉	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方（対応方針）
1	P 2 第1章 4 計画の位置付け	「山梨県介護保険事業支援計画」のみ記載されているが、健康長寿やまなしプラン（山梨県高齢者福祉計画・山梨県介護保険事業支援計画）なので、「健康長寿やまなしプラン」とした方が適切である。	1	【修正加筆等意見反映】 「健康長寿やまなしプラン（山梨県高齢者福祉計画・山梨県介護保険事業支援計画）」に修正しました。
2	P 4 下から4行目 第2章 3 全体の目標達成状況等の評価 「評価困難（評価E）となった項目は9項目でした。これは、……」	……以下が、評価Eの説明となっているため、評価Dまでの説明同様の表現にした方がよい。「変わらない項目（評価C）」の「変わらない」とはどの範囲までかをきちんと定義すべきではないか。	1	【修正加筆等意見反映】 評価Eについても、他と同様な表現に修正しました。「変わらない」の定義について、「ベースライン値とほぼ同様な値であるもの。」と追加修正しました。
3	P 8 2行目 第2章 4市町村、関係団体等の取り組み状況 「充実した」と回答した割合が多かった項目はの表現。	「充実した」と回答した割合が多かった目標設定は、にした方がわかりやすい。市町村において「充実した」項目が多かった「がん検診の受診率」は6ページの「健やか山梨21」の達成指標において乳がん検診以外は評価がCかDとなっている。また、「充実した」項目が少なかった「禁煙支援プログラムの普及」は県の評価ではBとなっている。県の評価の基準と市町村の「充実した」の内容にもよると思うが、なぜ市町村と県では評価が異なるのかを明らかにしないと、記載されているページが近だけに県民から疑問を持たれるのではないか。	1	【その他】 評価項目Bは、目標値には達していないが、値が目標に近づいている項目としました。数値の絶対評価としています。市町村の取り組みは充実していても、数値の向上がないものもありました。
4	P 11 第2章 4(3) 下から4行目以降 関係団体の取り組み割合が記載されている。	この数字の意味するもの、「だから何なのか」追加して記載した方がよい。各団体の役割がある中で、少ない取り組みで仕方ない気がする。	2	【修正加筆等意見反映】 「これは、各関係団体が健康増進に関する知識の普及啓発についての役割を持って取り組んでおり、関係団体のできる項目であることがわかります。」と追加して記載します。 【実施段階検討】 健康増進施策についての取り組みについては、今後関係機関との連携になかで充実できるようにさらに協働して検討していきます。
5	P 20、21 第3章 2疾病構造・健康状態の変化(5)自殺者数	数値が平成22年・グラフが平成22年までになっていますが、既に平成23年のデータが公表されて半年くらい経っています。	1	【修正加筆等意見反映】 23年度のデータを追加しました。
6	P 26 第4章 1目標設定の考え方 「数値目標が多かったという反省を踏まえ、……」	この表現は、最終評価には記載されていない。なぜ数値目標が多いことがいけないのか。その答えは、後の「計画の進捗状況を具体的に評価できるものにしほり……」と記載されている。「数値目標が多かったという反省を踏まえ」とあるが、目標は具体的な評価が可能のように数値目標の方が良いのではないかと考えるが、なぜ数値目標が悪いのかを説明を加えるべきではないか。	1	【反映困難】 評価委員会では、目標項目が多いとどこに焦点を絞っていけばいいか、わかりづらくなるため、目標指標数は少ないほうがいいという意見が多数を占めました。また、評価ができない指標は目標値とならないということも議論されていますが、本文への記載については行いません。
7	P 28、29 第5章 1 健康寿命の延伸と健康格差の縮小の実現	「健康格差の縮小」の指標として市町村ごとの健康寿命を使用することだが、人口が少ない町村では死亡率の変動が大きくそのため生命表の信頼性にも限度があるほか、介護保険の要介護度についても地域的な要因があるため、市町村ごとの健康格差を評価する指標としては問題があるのではないか。50、51ページの「健康格差対策に取り組む自治体の増加」を指標とした方がふさわしいのではないか。	1	【反映困難】 この指標については、健康日本21(第2次)の最上位目標の指標されており、県においても同様に最上位目標にかかる指標としている。健康格差は多様な指標が用いられており、市町村間の指標の改善のための市町村独自の施策が必要となります。このため、市町村ごとの指標が必要となります。
8	P 29 第5章 1 健康寿命の延伸と健康格差の縮小の実現【取り組みの方向性】 健康寿命（日常生活動作が……） 本県人口の少ない町村が多いため……	P 29に健康寿命の説明がされているので、重複するため不要。人口が●●●●人以下の町村が多いためとした方が客観的である。 「住民一人ひとりの健康レベル……これらの取り組みを総合的に提供できるようにしていきます。」とあるが、実施主体は市町村で「県」自らが提供していただけるわけではないので、「市町村と連携して」などと表現を工夫してはどうか。	1	【修正加筆等意見反映】 具体的な人口について明記しました。市町村との連携については、表現を工夫して加筆しました。

No.	意見〈該当箇所〉	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方（対応方針）
9	P 30 第5章 2(1)がん	がん対策につきましては、本人の嗜好品につき考えてもらう方がいいと思います。 葎崎組合としましては常にスーパーなど人の多くあつまる所にて未成年者の喫煙を注意しているところです。	1	【その他】 今後未成年者への対応をよろしく願います。
10	P 30	目次を除いて「COPD」が最初に出てくるので、「慢性閉塞性肺疾患」との表記を併記してはどうか。	1	【修正加筆等意見反映】 追加して記載します。
11	P 31 第5章 2(1)がん 【目標の設定】	がん検診の受診率の向上・年齢調整死亡率の減少を目標として設定しているため、現状と課題を記載すべきではないか。	1	【記述済み】 30ページ、「(1)がん」から31ページ「【現状と課題】」において記述しています。
12	P 31 第5章 2(1)がん 【現状と課題】	がん検診を受けない理由「必要がない」「暇がない」などであることから記載があるが、どの調査からの引用か出典を明らかにすべき。	1	【加筆修正等意見反映】 次のとおり加筆修正します。 「がん検診を受けない理由が、「必要な時はいつでも医療機関を受診できるから」、「健康状態に自信があり、必要性を感じないから」、「面倒だから」、「時間がなかったから」など（平成21年がん対策に関する世論調査（内閣府大臣官房政府広報室））であることから、・・・」
13	P 32 第5章 2(1)がん 【取組みの方向性】	がんの予防のうち、生活習慣病の改善については、栄養・食生活、身体活動・運動、飲酒、喫煙等の項目に記載してあります。とあるが、その項目に記載のない部分もある。がん対策としての取組みの方向性として記載をすべきではないか。	1	【加筆修正等意見反映】 次のとおり加筆修正します。 「がんの予防のうち、たばこ対策については、関係機関・団体等と連携を図り、たばこをやめたいと考えている人に対する禁煙支援、未成年者への防煙教育や受動喫煙防止などの取組みを進めていきます。また、その他の生活習慣等については、食塩摂取量、野菜と果物の摂取量、運動習慣や飲酒量などの改善にむけた効果的な普及啓発等に取組んでいきます。」
14	P 32 第5章 2(1)がん 【取組みの方向性】	要精密検査対象者に対する受診勧奨は、がん検診の実施主体である市町村がメインとなるべきであるので、「市町村、検診機関や医療機関との連携・協力のもと、要精密検査対象者に対する受診勧奨・・・」と「市町村」を加えてはどうか。 また、「要精密検査対象者に対する受診勧奨システムを構築」とあるが、県としてそのようなシステムを構築していくと考えてよいのか。	1	【加筆修正等意見反映】 次のとおり加筆修正します。 「市町村、検診機関や医療機関との連携・協力のもと、要精密検査対象者に対する受診勧奨を行なうシステムを充実するなど効果的・効果的な施策を進めていきます。」 精密検査未受診者への受診勧奨を行なうシステムについては、現在も市町村、検診機関、医療機関との間にあるものの、十分な運用がなされていない状況にあるため、関係機関の連携・協力を進め、これの完全な運用を目指していきます。
15	P 39 第5章 2(4)COPD	私自身、【現状と課題】である、「名前は聞いたことがある」の一人です。私は、喫煙者であるので、気になるのでウィキペディアで見てみたのですが、肺が真っ黒になった写真のインパクトが強くて、ハッとしました。写真を使って、視覚的にコワイと思うように喫煙者に認知できれば良いと考えます。	1	【その他】 今後の参考とさせていただきます。
16	P 40 第5章 3(1)こころの健康 表の「自殺者の減少」の目標値	数値目標の欄に、数値の代わりにスローガンが入っているのは、取組みの優先順位を下げる、という意味だと解釈せざるを得ません。具体的な数値が難しいならば、全国平均との関係での記載なども可能だと思います。もし、スローガンにするならば、低出生体重児についての記載のように、理由を詳述すべきだと思います。	1	【加筆修正等意見反映】 「自殺者数の減少」はスローガンではなく、目標です。平成24年度の自殺者数が大幅に減少することが推測される中、平成23年の数値を基準に数値目標を設定すると、実態に合わなくなる可能性があります。また、自殺対策は本県の重要課題の一つであることから、全国的な動向にかかわらず、自殺者数の減少を目指すことを目標としました。 なお、ご意見をいただいた数値目標を設定しない理由については、追加記載します。

No.	意見〈該当箇所〉	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方（対応方針）
17	P40 第5章 3(1)こころの健康 表の「自殺者の減少」の目標 値	人口動態統計は、主に自殺を扱っているものではないので、厚生労働省「人口動態統計」の中の自殺者数は・・・などと記載の方が良いのではないかと思います。	1	【記述済み】 人口動態統計の一部として自殺者数が取りまとめられております。
18	P41 第5章 3(1)こころの健康 【目標の設定】	「県内の労働者50人以上の事業所では、～事業所の割合は77.8%～」との記載があるが、出典を明らかにすべき。また、「民間事業所の98%を占める～メンタルヘルスの取組みが把握されていません」とあるが、把握されていないことを記述する必要はないのではないかと。	1	【記述済み】 【修正加筆等意見反映】表現を工夫しました。
19	P42 第5章 3(1)こころの健康 【今後の方向性】 「～内科医などのかかりつけ 医と精神科医との連携強化を 図ります。」	「～内科医などのかかりつけ医と精神科医との連携強化を図ります。」とあるが、単にかかりつけ医から精神科医への紹介という連携だけでは受診者が多くなり精神科の受診者増加につながり、問題は解決しがたい状況となるので、県の施策として「連携の仕組みづくりに取り組みます」あるいは具体策があれば提示することとしてはいかがか。	2	【記述済み】 平成20年度から、一般内科医等のかかりつけ医に対して、うつ病の診断技術向上や精神科との連携に係る研修を実施しています
20	P42 第5章 3(1)こころの健康 【今後の方向性】 「働き盛り世代の～労働者49人以下の小規模事業所も含め 取り組みを進めていきます」	「働き盛り世代の～労働者49人以下の小規模事業所も含め取り組みを進めていきます」とあるが、県が実施主体となって取り組みが可能なのか、どのような施策で勧めていくのか示す必要があるのではないかと。	1	【修正加筆等意見反映】 「従業員49人以下の小規模事業所に勤務する従業員を対象に、メンタルヘルスを保持するための出前講座を含め、取り組みを進めていきます。」と記載します。
21	P42 第5章 3(1)こころの健康 【今後の方向性】	こころの健康の項は、うつと自殺防止対策の記載が中心であるが、認知症予防対策を通じた取り組みは高齢化率の高い本県にとって重要と考えるので認知症予防対策についても記載をしていただきたい。	1	【記述済み】 認知症予防については、3(3)高齢者の健康に記載してあります。
22	P43 第5章 3(2)次世代の健康 社会生活を営むために必要な 機能の維持向上	平成25年度に今年創立50周年を迎える県スポーツ少年団は、スポーツ少年団が核になり、多世代、多項目、多志向の総合型地域スポーツの受け皿としての発展を想定している。また幼児の加入を勧めるために、活動プログラムの研修実践に力をそそぎ、指導者の取得講習会を充実させる、また、指導者の再教育を実施する等取り組みを「健やか山梨21（第2次）」計画の趣旨・目的に添える活動の方向性として示した。	1	【その他】 今後も地域スポーツを浸透について、御協力をよろしく願います。
23	P44 第5章 3(2)次世代の健康 【現状と課題】 「…ほとんどの年代で改善 傾向にあるものの、…」	P4では、「朝食の欠食」は評価D（悪化している項目）となっているので表現に食い違いがある。「運動やスポーツをする機会の少ない児童生徒は、肥満傾向が顕著となっています。」とあるが、学校保健統計調査や別の調査でその事実が明らかになっているなら別だが、そうでないなら言い過ぎではないか。あくまでも肥満は、エネルギーの出入りのバランスが崩れるためにおこるので、運動面だけを言うのではなく、エネルギー摂取量のことも触れるべきではないか。	1	【反映困難】 平成23年度肥満傾向児及び肥満指導の実態調査報告(山梨県スポーツ健康課、2012)のなかで、肥満傾向のある児童は運動やスポーツをしていないという結果が出ています。エネルギー摂取量については、各学年で成長育成等を加味した標準量が設定されています。成長発達の著しい児童生徒の時期にはエネルギー摂取については制限はしません。
24	P44 第5章 3(2)次世代の健康 【目標の設定】	43ページの目標の表には「肥満傾向にある子どもの割合の減少」があるが、44～45ページの【目標の設定】においてはその説明がないので説明を加えるべきではないかと。	1	【修正加筆等意見反映】 「子どもの肥満は、将来の肥満や生活習慣病に結びつきやすいことから目標に設定しました。」と追加しました。
25	P46 第5章 3(3)高齢者の健康 【現状と課題】	「高齢者平均自立期間」について全国トップクラスであることが触れているが、28ページの健康寿命は女性のことを考えると全国トップクラスとは言い難い。何も説明がないと、県民は似たような指標なのにどうして2つの指標の間の順位に差があるのかと疑問を持つ恐れがある。両指標について県民に分かりやすく違いを説明してはどうか。	1	【修正加筆等意見反映】 表現を工夫しました。

No.	意見〈該当箇所〉	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方（対応方針）
26	P 48 第5章 3(3)高齢者の健康 【取組みの方向性】	「・・・高齢者の食環境の支援を推進していきます。」とあるが、「食環境の支援を推進」とは意味が良く理解できない。「・・・高齢者の食環境の改善を支援（又は、推進）していきます。」の表現の方が良くないか。	1	【修正加筆等意見反映】 表現を工夫しました。
27	P 49 第5章 3(3)高齢者の健康 【取組みの方向性】 「・・・などの対策に取り組んでいきます。」	「・・・などの対策に取り組んでいきます。」とあるが、それらの対策の実施主体は「市町村」なので、県の計画としては表現に工夫が必要ではないか。	1	【修正加筆等意見反映】 表現を工夫しました。
28	P 51 第5章 4 健康を支え、守るための社会環境の整備	「禁煙分煙認定施設」の登録数を目標としているが、県の「禁煙・分煙推進事業実施要綱」では「事業の期間」を平成25年3月31日までとしているので、新たな健やか山梨21が確定した段階で実施要綱の事業の期間も見直していただきたい。	1	【実施段階検討】 現在の「禁煙分煙認定施設」の認定期間については、「実施要綱」の見直しを行い、期間延長を行っていきます。
29	P 51 第5章 4 健康を支え、守るための社会環境の整備 「・・・健康づくりを進めていく場が必要となります。」とあり「そのために「健康づくりにつながるボランティア活動の行動者率を増やす」という目標を設定」	前後の関連が不明確で意味が十分伝わらない表現になっている。 前後の文を関連付けるため、「・・・健康づくりを進めていく場が必要となります。」などと表現を工夫してはどうか。	1	【修正加筆等意見反映】 表現を工夫しました。
30	P 52 第5章 4 健康を支え、守るための社会環境の整備 「・・・状況の差をモニタリングする仕組みづくり・・・」	どんな仕組みづくりが考えられるのか。	1	【実施段階検討】 モニタリングの仕組みの作成についてはアクションプランに記載します。
31	P 53 第5章 5 (1)栄養・食生活 表 BMI	表の中のBMIについて、説明を加えた方が良くないか。	1	【修正加筆等意見反映】 BMIの説明を加筆しました。
32	P 54 第5章 5 (1)栄養・食生活 【目標の設定】	【目標の設定】 「・・・それを踏まえ、国の減少率・・・」とあるが、その他のところとの表現を合わせる意味から、「・・・それを踏まえ、健康日本21（第2次）の減少率・・・」としてはどうか。	1	【修正加筆等意見反映】 国ではなく、健康日本21（第2次）の数値とわかるように表現を工夫しました。
33	P 55 第5章 5 (1)栄養・食生活 【取組みの方向性】	「また、企業等による食環境の改善を促進していきます。」とあるが、【現状と課題】や【目標の設定】の中に関連する項目が見当たらず、何を言わんとしているのかよくわからない部分があるので、内容、表現を工夫してはどうか。	1	【修正加筆等意見反映】 表現を工夫しました。
34	P 57 第5章 5 (2)身体活動・運動 【現状と課題】 「意識調査では、・・・結果となっています。」	「意識調査では、・・・結果となっています。」と一見相反する結果の指摘だけになっているが、それをどのように解釈するかを記載しないとこれを読む県民は疑問を持ったままになるのではないか。	1	【修正加筆等意見反映】 「意識調査では、週2～3回の「運動を実践している」と回答者が増えていますが、日常生活のなかでの身体活動である1日の歩数については減少しています。これは、運動に対する意識がある人は運動しているが、意識のない人は運動量が減っていると考えられます。」と表現を工夫しました。
35	P 57 第5章 5 (2)身体活動・運動 【目標の設定】「・・・自治体や職域における住環境・就労環境の改善」	自治体や職域における「住環境」とは何を言わんとしているのか意味を取りにくいところがあるのでもう少しわかりやすいように表現してはどうか。	1	【修正加筆等意見反映】 表現を工夫しました。

No.	意見〈該当箇所〉	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方（対応方針）
36	P 57 第5章 5(2)身体活動・運動 【取組みの方向性】 最初の「健康づくりのため の…を行い、…歩数増加なら びに運動習慣者増加のため の支援を行っていきます。」	これらは県が実行するのではなく実際に実施するのは市町村なので、県の計画としては表現を工夫したほうが良いのではないか。	1	【修正加筆等意見反映】 「市町村や職域と協働して行っていきます。子どもを対象とした取組みとして、学校との連携協力、家庭における生活習慣改善に対する支援を市町村や学校と協働して行っていきます。」というように表現を工夫しました。
37	P 59 第5章 5 (3)休養 表	目標として設定する「週労働時間60時間以上の者の割合の減少」について、そのデータソースを就業構造基本調査に求めるとすると、この調査は5年ごとに実施されており確かに計画の期間である平成34年においても調査が実施される予定であるがその結果公表は早くてもその翌年になることや、毎年、又は中間年の評価をどのように行うかをあらかじめ考えておいた方が良いのではないか。	1	【その他】 中間評価は平成24年度調査、最終年は平成29年度調査をデータとすることにしていきます。
38	P 61 第5章 5 (4)飲酒 【現状と課題】	「ベースライン値」は何のことなのかを説明を加えた方が親切ではないか。5、6ページの表中に最初に出てくるのでそこで説明をしても良いかもしれないが。	1	【修正加筆等意見反映】 ベースライン値について、説明を追加しました。
39	P 62 第5章 5 (4)飲酒 【目標の設定】	妊娠中の飲酒は、特に臨界期には、比較的少量の一回の摂取でも、胎児に重篤な障害をもたらす可能性も指摘されており、目標値を0%とすることに異存は有りませんが「平成26年までに妊娠中の飲酒をなくすことを目標とされていること」が、その根拠になる理由が、この記載からは不明です。	1	【修正加筆等意見反映】 妊娠中の飲酒は胎児の発育に悪影響をおよぼします。特に妊娠7～12週の飲酒は危険が大きいとされています。このことから、国の目標値「妊娠中の飲酒」0%と整合性を図り、目標値を0%と設定しました。と表現を工夫しました。
40	P 64 第5章 5 (5)喫煙	喫煙及び受動喫煙について、健康への影響は科学的、医学的な証明がなされていない。特に、「喫煙は疾病を引き起こす最も危険な要因。受動喫煙も様々な疾病の原因」の文章は喫煙者に対して厳しい内容。吸う者と吸わない者が、共存しやすい実効性の有るものにするべきだと喫煙する者からの要望です。	1	【反映困難】 喫煙と受動喫煙の影響から人々を保護する上で有効であることについて十分な科学的根拠は数多く報告されている。(h24.7月 厚生労働省 健康日本21(第2次)の推進に関する参考資料)県としては、一層の受動喫煙対策を実施していく予定です。
41	P 64 第5章 5 (5)喫煙	冒頭の「喫煙は、疾病を引き起こす最も危険な要因。受動喫煙も様々な疾病の原因」等は、医学科学的に「喫煙および受動喫煙の健康への影響は未だ証明されていない」ことから、科学的根拠を明確に論述した内容に直すべき	1	【記述済み】 たばこによる健康被害は国内外の多数の科学的知見により因果関係が確立している。(h24.7月 厚生労働省 健康日本21(第2次)の推進に関する参考資料)
42	P 64 第5章 5 (5)喫煙	喫煙→嗜好品であり過度の規制は問題。	1	【反映困難】 喫煙と受動喫煙の影響から人々を保護する上で有効であることについて十分な科学的根拠は数多く報告されている。(h24.7月 厚生労働省 健康日本21(第2次)の推進に関する参考資料)県としては、一層の受動喫煙対策を実施していく予定です。
43	P 64 第5章 5 (5)喫煙	受動喫煙→業界事業所における対応へのフォローにより解消可能であり県の支援を要請。	1	【反映困難】 喫煙と受動喫煙の影響から人々を保護する上で有効であることについて十分な科学的根拠は数多く報告されている。(h24.7月 厚生労働省 健康日本21(第2次)の推進に関する参考資料)県としては、一層の受動喫煙対策を実施していく予定です。
44	P 64 第5章 5 (5)喫煙	喫煙は特定の疾病のリスクファクターであると考えています。受動喫煙については、特にたばこを吸わない方にとっては迷惑なものとなることがあり、目、鼻、喉への刺激や不快感を生じさせることがあります。しかしながら、例えば、世界保健機関に報告された「受動喫煙と肺がんリスクに関する疫学調査」においても、統計的に有意な結果が一貫性をもって示されておらず、受動喫煙と疾病発生率の上昇との統計的関連性は立証されていません。今回の素案では、受動喫煙を防止する取組みの推進として、禁煙・分煙施設を増やすことなどが含まれていますが、事業所においては、当該施設の利用実態に応じた適切な受動喫煙対策を講じ、分煙施設の増加に向けた取組みの推進が妥当であると考えます。	6	【反映困難】 喫煙と受動喫煙の影響から人々を保護する上で有効であることについて十分な科学的根拠は数多く報告されている。(h24.7月 厚生労働省 健康日本21(第2次)の推進に関する参考資料)県としては、一層の受動喫煙対策を実施していく予定です。
45	P 64 第5章 5 (5)喫煙	喫煙者、及び非喫煙者が協力しやすい実効性のある将来の計画にすべきだと思います。	1	【その他】 実効性のある計画としていきます。

No.	意見〈該当箇所〉	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方（対応方針）
46	P 64 第5章 5 (5) 喫煙	たばこをやめたい人に対する適切なサポートは続けるべき。	1	【その他】 すでに実施しております。
47	P 64 第5章 5 (5) 喫煙	受動喫煙対策は、「禁煙・分煙推進事業」の施設の増加が妥当。	1	【その他】 今後も施設の増加について、御協力をよろしくお願いします。
48	P 64 第5章 5 (5) 喫煙	「喫煙は、疾病を引き起こす最も危険な要因。受動喫煙も様々な疾病の原因」などは、喫煙に対してきつい内容。（飲酒も疾病を引き起こす危険な要因です。どうなっていますか。）	1	【その他】 たばこによる健康被害は国内外の多数の科学的知見により因果関係が確立している。（厚生労働省 健康日本21（第2次）2012）
49	P 64 第5章 5 (5) 喫煙	私たちは、山梨県内で長年たばこ、酒、食料品等を販売して生活しています。たばこは、国民の生活にとけこんだ文化でさえある立派な嗜好品で有ります。また、私たちは県内にて駅前等の清掃活動についても何十年と続けて実施してきております、また、たばこの喫煙マナーの向上と未成年者の喫煙防止にも取り組んでまいりました。このような私たちの組合の取組についてもご理解いただき大人の嗜好品である「たばこ」を過度に制限するものでなく、私たちの商売に影響がない内容とするよう要望いたします	1	【反映困難】 喫煙と受動喫煙の影響から人々を保護する上で有効であることについて十分な科学的根拠は数多く報告されている。(h24.7月 厚生労働省 健康日本21（第2次）の推進に関する参考資料) 県としては、一層の受動喫煙対策を実施していく予定です。
50	P 64 第5章 5 (5) 喫煙	「健やか山梨21（第2次）」策定にあたりましては、零細で高齢な私どもたばこ販売店の経営実態と、社会的責任を果たすため、真摯に各種活動に取り組んでいる実情を十分ご理解を賜りまして、偏見のない良識ある判断に立った計画策定を行い、県民の一員でもある私どもの生活権を奪うことのないよう、ならびに県内中小事業者への影響が及ばないようここに強く要望いたします。	1	【反映困難】 喫煙と受動喫煙の影響から人々を保護する上で有効であることについて十分な科学的根拠は数多く報告されている。(h24.7月 厚生労働省 健康日本21（第2次）の推進に関する参考資料) 県としては、一層の受動喫煙対策を実施していく予定です。
51	P 64 第5章 5 (5) 喫煙 表「④受動喫煙で不快な思いをしている人の割合の減少」	たばこは、国が許可して販売している嗜好品であります。又、必ずしもたばこががんの原因になるとは考えられません。喫煙者が、がんにかかりやすいという事は聞いておりますが、たばこを吸わなくてもがんになる方は多勢おります。受動喫煙で不快な思いをしている人がいる事も存じております。しかし、分煙施設をしっかりととして喫煙場所を提示しておけばいやな方は当然さけて歩くことだし、又近づく事も少なくなると思います。まずは、環境作りをしっかりとしていく事です。	1	【反映困難】 喫煙と受動喫煙の影響から人々を保護する上で有効であることについて十分な科学的根拠は数多く報告されている。(h24.7月 厚生労働省 健康日本21（第2次）の推進に関する参考資料) 県としては、一層の受動喫煙対策を実施していく予定です。
52	P 64 第5章 5 (5) 喫煙 表「④受動喫煙で不快な思いをしている人の割合の減少」	受動喫煙で不快な思いをしている人の割合の減少などありましたが、たばこを吸う人が周囲への気使いが良くなればそれが一番だと思う。マナーを良くするキャンペーンなどを行ってほしいと思う。	1	【その他】 マナーを良くするためのキャンペーンは行いません。
53	P 64 第5章 5 (5) 喫煙 表「④受動喫煙で不快な思いをしている人の割合の減少」	県内の実態を見ますと、貴県が平成22年度に県内事業所を対象として実施された受動喫煙防止の環境整備状況では、「何らかの喫煙対策を行っている」と回答された事業所の割合は96.3%と増加傾向にあり、各事業所の自主的な取り組みにより概ね一定の喫煙対策が行われていることが伺われます。受動喫煙防止対策の推進に当たっては、施設の利用実態に応じた適切な受動喫煙対策を講じ、分煙施設の増加に向けた取組みを推し進めるのが妥当であると考えます。「健やか山梨21（第2次）（素案）」での喫煙率の減少の数値目標等の設定、受動喫煙で不快な思いをしている人の割合の減少の取組み方向性には大きな問題があり、多方面にわたって甚大な影響を与えるおそれがあることから強く反対しますとともに、一方的なたばこ対策に偏らない、バランスの取れた実効性の高い内容とすべきと考えます。	4	【反映困難】 喫煙と受動喫煙の影響から人々を保護する上で有効であることについて十分な科学的根拠は数多く報告されている。(h24.7月 厚生労働省 健康日本21（第2次）の推進に関する参考資料) 県としては、一層の受動喫煙対策を実施していく予定です。
54	P 64 第5章 5 (5) 喫煙 表「④受動喫煙で不快な思いをしている人の割合の減少」	現状で、自由に喫煙できる場所は無いに等しい。これまで行った、「禁煙・分煙推進事業」で目標は達成が可能であり、県は引き続きのサポートで十分ではないのか。事業所、施設等の利用実態に応じた受動喫煙対策を行う事で、喫煙者にも気軽に利用できる施設の増加を願う。	1	【反映困難】 喫煙と受動喫煙の影響から人々を保護する上で有効であることについて十分な科学的根拠は数多く報告されている。(h24.7月 厚生労働省 健康日本21（第2次）の推進に関する参考資料) 県としては、一層の受動喫煙対策を実施していく予定です。

No.	意見〈該当箇所〉	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方（対応方針）
55	P 64 第5章 5 (5) 喫煙 表「④受動喫煙で不快な思 いをしている人の割合の減 少」	受動喫煙で不快な思いを感じるのは、人によって異なるた め目標値を減少させるよりも、喫煙者が周りに気を使いマ ナーを守ってもらえるような取り組みが必要だと感しま す。たばこを吸う人も吸わない人も居心地がよくなる環境 を目指してマナー向上の施策、キャンペーン等を充実させ てほしいです。	1	【反映困難】 喫煙と受動喫煙の影響から人々を保護する上 で有効であることについて十分な科学的根拠 は数多く報告されている。(h24.7月 厚生労働 省 健康日本21 (第2次)の推進に関する参考 資料) 県としては、一層の受動喫煙対策を実施 していく予定です。
56	P 64 第5章 5 (5) 喫煙 表「①成人喫煙率の減少」	今回の成人の喫煙率の減少の数値目標は、喫煙をやめたい と回答した人がやめた場合の喫煙率としています。合法的な 大人に嗜好品であるたばこについて、数値目標を設定する こと自体に反対しますとともに、たばこをやめたい人に対 する適切なサポートにとどめるべきと考えます。	24	【反映困難】 健康日本21 (第2次)の「喫煙」の項目に、 日本人のがん、循環器疾患、糖尿病をはじめ多 くの疾患の確立した原因であり、成人の喫煙率 の低下は、それらの疾患の発症や死亡を短期間 に減少させることにつながる。平成24年6月、 新たな「がん対策推進基本計画」の個人目標と して「喫煙をやめたい人に対する禁煙支援を 行っていくことを目標とする」閣議決定されて いるため、県も同様とする。
57	P 64 第5章 5 (5) 喫煙	禁煙、受動喫煙防止の取組みとして、神奈川、兵庫に次い で県として条例を策定すれば大きな計画の目玉になるの ではないでしょうか。	1	【その他】 受動喫煙防止についてはがん条例に規定して います。
58	P 67～69 第5章 5 (6) 歯・口腔の 健康	う蝕や歯周病などの表現がところどころでされていますが、 一般県民には、わかりづらいように思われます。「むし 歯」の表現の方が誰でも理解しやすいと思います。	1	【修正加筆等意見反映】 「むし歯」という表現に統一します。
59	計画全体	全般的にいえることは、例にとれば、健康維持継承のため には肥満や喫煙等の健康課題への取り組み強化が必要であり、 県民一人ひとりの健康的な生活習慣への行動変容が必要で あり、それには継続して県民に必要な健康習慣支援等 を発信し、健康づくり運動を協力を推進してゆくことが、 ひいては予防医学にも通じると思っています。健やか山梨21 推進会議、全国健康保険協会山梨支部、市町村等の構成団 体がさまざまな取り組みを行っていますが、メディアを有 効に使うことは如何でしょうか。NHK・YBS・UTY等 に呼びかけシリーズで健康に関する問題を提起してもら うことによって、さらに健康への関心が高まると思いま すがいかがでしょうか。	1	【その他】 マスメディアの協力を図っていきます。
60	計画全体に関する意見	全体的に、何等かの調査結果から引用している箇所につ いては出典を明らかにすべきだと思います。	1	【記述済み】 引用調査は表の項目の「現状値の出典」で明 記しています。
61	計画全体に関する意見	計画の主旨として、健康寿命の延伸と市町村間格差の縮小 を実現するとあることから、この計画に基づいて、市町 村・関係機関等が実践・行動することができるよう、現 状・課題では、現計画の執行率に重点を置くのではなく県 として、各種統計、実績報告からとらえた現状と健康課題 を記載していただき、課題を解決するための目標の設定、 今後の取り組みを示していただきたい。	1	【実施段階検討】 アクションプランを作成することにより、よ り具体的な課題を解決するための取り組みにつ いて提示する予定です。
62	敷地内禁煙の事業所の増加	民間施設である事業所、飲食店、宿泊施設等において、目 標の設定を理由に、今後厳格な敷地内禁煙の事業所を求め る規制が導入されることとなれば、多くの施設において客 数・利用者の減少、売上減少を招き、事業者にとっての死 活問題となりかねない。敷地内禁煙の前に分煙の推進をす べき。	3	【その他】 当計画には該当項目がありません。